

ID: 355

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認																			
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第4条																			
例 規 番 号	昭和38年条例第1号																			
【根拠条文】 (排水設備の計画の確認) 第4条 排水設備及びこれに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について規則に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。 2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。																				
【基準】 根拠条文及び第3条、芦屋市下水道条例施行規則第2条、第3条及び第4条の規定による。 (排水設備の接続方法、内径等) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付管、その他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「取付管等」という。)に固着させること。 (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては取付管等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては排水管渠で雨水を排除すべきものに固着させること。 (3) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、市の規則の定めるものによること。 (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする事。 <table><tr><th>排水人口 (単位 人)</th><th>排水管の内径 (単位 ミリメートル)</th><th>勾配</th></tr><tr><td>150未満</td><td>100以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>150以上300未満</td><td>125以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>300以上500未満</td><td>150以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>500以上</td><td>200以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr></table> (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする事。 <table><tr><th>排水面積</th><th>排水管の内径</th><th>勾配</th></tr></table>			排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	150未満	100以上	100分の2以上	150以上300未満	125以上	100分の1.7以上	300以上500未満	150以上	100分の1.5以上	500以上	200以上	100分の1.2以上	排水面積	排水管の内径	勾配
排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配																		
150未満	100以上	100分の2以上																		
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上																		
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上																		
500以上	200以上	100分の1.2以上																		
排水面積	排水管の内径	勾配																		

(単位 平方メートル)		(単位 ミリメートル)		
200未満		100以上		100分の2以上
200以上400未満		125以上		100分の1.7以上
400以上600未満		150以上		100分の1.5以上
600以上1,500未満		200以上		100分の1.2以上
1,500以上		250以上		100分の1以上

[芦屋市下水道条例施行規則]

(排水設備の固着箇所及び実施方法)

第2条 条例第3条第3号に規定する排水設備を取付管等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 下水を排除するための排水設備は、排水管の末端に取付ますを設け、公共下水道の取付管に固着させること。

(2) 前号によりがたい特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。

(附帯設備)

第3条 排水設備を設置するときは、次の附帯設備を設けなければならない。

(1) 防臭装置

水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、掃除等に支障のない構造のトラップを取り付けること。

(2) ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるのに必要な目幅10ミリメートル以下のごみよけを設けること。

(3) 油脂遮断装置

油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(4) 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。

(ポンプ施設)

第4条 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。

2 前項のポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものでなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日